

## FASTARプログラム 参加規約

### (総則)

第1条 本規約は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が実施するアクラレーションプログラム FASTAR に採択され、プログラム参加するにあたり、参加事業者における規約を定めるものとする。

### (参加目的)

第2条 本プログラムは、事業拡大を目指している事業者が、機構の支援サービスを受ける目的で参加するものとする。

### (参加期間)

第3条 本プログラムにおいては、約1年間で終了とするが、プログラム終了後も本事業が終了するまではアルムナイ事業者とし、機構は支援に関わる情報提供や本事業に係るイベント案内を行うが、これに応じるものとする（実際の活用及び参加については任意）。

### (情報公開)

第4条 本事業は、参加事業者の成長・発展を目指すものであり、参加事業者のメディア・広報支援のためにも、企業名もしくは個人名（屋号可）を支援中及び支援後においても、機構のHPや広報資料等にて公表するものとする。

### (協力事項)

第5条 参加事業者は、プログラム終了後において、以下について機構に協力するものとする。

- 一 機構が求めるアンケートやヒアリング、事例集の作成に協力すること。
- 二 機構及び機構が委託した調査会社等の企業信用調査に応じること。

### (禁止行為)

第6条 参加事業者は、FASTAR を活用するにあたり、以下の行為はしてはならない。

- 一 FASTAR を活用する権利を第三者に行使させ、又は譲渡すること。
- 二 FASTAR 事業の運営及び支援の実施に支障を及ぼす行為をすること。

### (届出義務)

第7条 参加事業者は、以下のいずれかに該当するときは、直ちに機構にその旨を届け出なければならない。

- 一 住所、その法人及び個人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名、又は連絡先を変更したとき。
- 二 法人の定款に変更があったとき。
- 三 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立の事実が生じたとき。
- 四 銀行取引の停止又は差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等を受けたとき。
- 五 解散又は合併の決議をしたとき。

#### (支援の取消)

第8条 機構は、参加事業者が以下のいずれかに該当するときは、通知催告を要さず、直ちに支援の取消しを行うことができるものとする。

- 一 虚偽申告等不正行為があったとき。
- 二 第6条に規定する禁止事項を行ったとき。
- 三 前条第1項第三号から第五号に該当する事由が生じた場合において、機構が特に必要と認めたとき。
- 四 この参加規約の内容、その他機構が定める事項に違反したとき。
- 五 公序良俗に反する事業活動を行っていることが明らかになったとき。
- 六 支援の継続が不可能であると機構が判断したとき。

#### (支援終了の申出)

第9条 参加事業者は、支援期間の途中で支援活用を終了しようとする場合には、終了に係る申出書を機構に提出するものとし、原則としてその書面提出日の翌月の末日をもって終了するものとする。

#### (自己責任の原則)

第10条 参加事業者は、自己の責任において機構の支援サービスを利用するものとし、支援の内容及び支援サービスを利用した結果について、機構に対し、いかなる責任も求めないものとする。

- 2 機構の施設や設備、もしくは支援のために機構が賃借した施設や設備において、それを滅失し又は毀損したときは、これを現状に回復し、又は修理もしくは保管に要する費用を賠償する責めを負うものとする。
- 3 参加事業者の相互間で生じた紛争等については、機構は何らの責任も負わないものとする。

#### (反社規定)

第11条 機構は、参加事業者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要さずに、支援を取り消すことができるものとする。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき。
  - 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 三 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
  - 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - 六 自ら又は第三者を利用して、機構に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。
- 2 機構は、前項の規定により、支援の取り消し及び終了をしたとき、元参加事業者に損害が生じても機構は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により機構に損害が生じたときは、元参加事業者はその損害を賠償するものとする。

（その他）

- 第12条 本規約の改正・変更等は、機構が行うものとし、その効力は参加事業者の全部に及ぶものとする。
- 2 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として、1ヶ月以上前にその内容を参加事業者へに通知し、変更後の規約を参加事業者へに交付するものとする。
  - 3 機構は、参加事業者への支援サービスを行うに際して知り得た参加事業者に関する情報について、守秘義務を負うものとする。
  - 4 機構は、参加事業者への支援サービスを行うに際し、必要に応じて経営状況等に関する情報・資料（財務諸表等）の提供を求めることができるものとし、参加事業者はこれに応じるものとする。
  - 5 当規約については、日本法を準拠法とし、本プログラム参加事業者に関する訴訟等については、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

附 則 本規約は、令和元年8月1日から実施するものとする。